

一般会計予算決算常任委員会
民生福祉分科会記録

令和5年2月27日

【開催日】 令和5年2月27日（月）

【開催場所】

【開会・散会時間】 午前9時45分～午後3時30分

【出席委員】

分科会長	松尾数則	副分科会長	白井健一郎
委員	大井淳一朗	委員	奥良秀
委員	福田勝政	委員	山田伸幸
委員	吉永美子		

【欠席委員】

【委員外出席議員等】

副議長	中村博行		
-----	------	--	--

【執行部出席者】

副市長	古川博三		
市民部長	川崎浩美	市民部次長兼環境課長	梅田智幸
市民部次長兼市民活動推進課長	河上雄治		
市民活動推進課長補佐兼市民活動係長	西崎大	市民活動推進課住民活動係長	竹森和貴
生活安全課長	山本満康	生活安全課課長補佐	平健太郎
生活安全課主査兼市民相談係長	三浦陽子	生活安全課防犯交通係長	岡野文恵
環境課主幹	湯浅隆	環境課環境衛生係長	若松宗徳
環境衛生センター所長	村長康宣		
文化スポーツ推進課長	石田恵子	文化スポーツ推進課主幹	原田貴順
文化会館長	山本修一		
福祉部長	吉岡忠司	福祉部次長兼健康増進課長	尾山貴子
福祉部次長兼子育て支援課長	長井由美子		
高齢福祉課長	麻野秀明	高齢福祉課主幹	大井康司
障害福祉課長	吉村匡史	障害福祉課課長補佐	松本啓嗣
障害福祉課障害福祉係長	三隅貴恵	障害福祉課障害支援係長	岡手優子

社会福祉課長	坂根良太郎	社会福祉課課長補佐	三好正幸
社会福祉課主査兼地域福祉係長	須子幸一郎		
子育て支援課課長補佐	野村豪	子育て支援課保育係長	重村亮太郎
子育て支援課子育て支援係長	西村真愛		
国保年金課長	亀崎芳江	国保年金課課長補佐	伊藤佳和子
国保年金課主査兼国保係長	鈴木一史		
健康増進課主幹兼健康管理係(係長事務取扱い)	藤本義忠	健康増進課課長補佐兼健康増進係長	大海弘美
健康増進課主査兼新型コロナ対策室長	林善行	健康増進課健康増進係長(母子担当)	山本真由実

【事務局出席者】

局長	河口修司	庶務調査係書記	岡田靖仁
----	------	---------	------

【審査内容】

- 1 議案第68号 令和4年度山陽小野田市一般会計補正予算(第7回)について

午前9時45分 開会

松尾数則分科会長 一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会を開会いたします。本日の審査内容は、お手元に配付している次第のとおり進めてまいります。議案第2号令和4年度山陽小野田市一般会計補正予算(第9回)について審査を行います。まず、福祉部から審査を行います。執行部の説明を求めます。

坂根社会福祉課長 議案第2号令和4年度山陽小野田市一般会計補正予算(第9回)について、社会福祉課関係分を御説明します。予算書30、31ページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、22節償還金、利子及び割引料を141万6,000円増額するものです。これは、令和3年度生活困窮者自立支援相談支援事業費等国庫負担金及び生活困窮者就労支援準備支援事業費等補助金の超過分を返還するものです。主な要因は、被保護者健康管理支援事業の対象者が少なかったことによるものです。次に32、33ページをお開きくださ

い。3款民生費、1項社会福祉費、9目新型コロナウイルス対策費を6,822万8,000円減額するものです。内訳につきまして、18節負担金、補助及び交付金5,000万円の減額は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付の決算を見込んで減額するものです。19節扶助費の2,028万円の減額は、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の決算を見込んで減額するものです。22節償還金、利子及び割引料の205万2,000円の増額は令和3年度新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金の超過分を返還するものです。これは新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業の超過分を返還するものです。続きまして、社会福祉費に係る歳入について御説明します。16、17ページをお開きください。15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費国庫補助金を7,028万円減額するものです。これは先ほど説明した新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事業費と住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付の減額分の全額が国庫負担になっているためです。続きまして、34、35ページをお開きください。3款民生費、3項生活保護費、2目扶助費を1億405万8,000円増額し、12億4,652万9,000円とするものです。内訳としまして、19節扶助費は、2,500万円減額します。23節償還金、利子及び割引料は、1億2,905万8,000円増額します。扶助費の減額は、生活保護受給者数の減少に伴い、生活扶助費、住宅扶助費、医療扶助費、生業扶助費について決算を見込んで減額するものです。また、償還につきましては、昨年度の生活保護事業に係る国庫負担金の超過分を返還するものです。これは、昨年度の生活保護受給者数の減少により不用額が生じたものに係る国庫負担分です。

亀崎国保年金課長 国保年金課分について御説明します。30、31ページを御覧ください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、22節償還金、利子及び割引料のうち、国保年金課分として償還金7,000円を増額するものです。これは、過年度に支出した国民健康保険特

別会計繰出金の精算に伴い、過大となった県支出金について償還を行うものです。特定財源がありますので、恐れ入りますが、22、23ページを御覧ください。21款諸収入、4項雑入、3目雑入、3節民生費雑入の雑入金を10,000円増額しております。国民健康保険基盤安定負担金は、国、県、市がそれぞれの割合を負担する性質上、国、県からの負担金を一般会計に収入し、市の負担部分を加えた上で、国民健康保険特別会計に繰り出しています。この度、繰出金の精算により過年度の特別会計への繰出しの戻入れという形で、これを雑入金として整理し、このうち財源充当されていまして県支出金部分を県に返還することになります。続いて、32、33ページを御覧ください。同目社会福祉総務費、27節繰出金のうち、国民健康保険特別会計繰出金を534万4,000円増額するものです。内訳は、国民健康保険特別会計の一般会計繰入金で御説明した国民健康保険基盤安定繰出のほか、未就学児均等割保険料、事務費繰入金、出産育児一時金及び国民健康保険負担軽減対策繰出金の増減によるものです。国民健康保険特別会計繰出金の特定財源につきましては、恐れ入りますが、14、15ページをお願いします。最下段の15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費国庫負担金の国民健康保険基盤安定費を201万9,000円増額します。16、17ページをお願いします。下段の16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、1節社会福祉費県負担金の国民健康保険基盤安定費を781万9,000円増額します。また、国民健康保険負担軽減対策繰出金の特定財源として、同節2行目の国民健康保険負担軽減対策費を179万5,000円減額します。いずれも額の確定によるものです。国保年金課分については以上です。

吉村障害福祉課長 障害福祉課分を御説明します。予算書32、33ページをお開きください。32ページの上から2枠目になります。3款民生費、1項社会福祉費、2目障害者福祉費21億2,185万円を2,167万円減額し、21億18万円にするものです。この度の補正は、寄附による園用器具費の購入と決算を見込んでの減額補正になります。内訳と

しましては33ページを御覧ください。17節備品購入費につきましては、有帆竹灯会から障害福祉を目的とした寄附を受けましたので、みつば園のトランポリン購入費として、園用器具費3万円増額するものです。購入する物品につきましては、社会福祉法人山陽小野田市社会福祉事業団と協議し、みつば園の利用者の心身の健全化を図ることを目的に、トランポリンを購入することにいたしました。なお、この財源として、20、21ページをお開きください。18款寄附金、1項寄附金、2目民生費寄附金、1節民生費寄附金の民生費寄附金を3万円増額するものです。32、33ページにお戻りください。33ページ、19節扶助費につきましては、特別障害者手当及び福祉医療助成費の当初予算額に対して、決算見込額が下回ったため、決算を見込んで特別障害者手当を470万円、福祉医療助成費を1,700万円減額するものです。減額の主な理由としましては、特別障害者手当は、受給者の死亡や障害程度非該当による喪失によるもので、福祉医療助成費は、受給者数の減によるものです。なお、これらの財源として、14、15ページをお開きください。一番下の枠を御覧ください。15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費国庫負担金の特別障害者手当等給付費を352万5,000円減額するものです。特別障害者手当の決算見込額を470万円減額したことに伴う国庫補助率の4分の3に当たる352万5,000円を減額するものです。18、19ページをお開きください。上から2番目の枠を御覧ください。16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、1節社会福祉費県負担金を850万円減額するものです。福祉医療助成費の当初予算額に対して、決算見込額が下回ったため、決算を見込んで福祉医療助成費を1,700万円減額したことに伴う、県補助金の補助率2分の1にあたる8,500万円（後刻、「850万円」と訂正あり）を減額するものです。

松尾数則分科会長 執行部の説明が終わりましたので、委員から質疑を求めます。

吉永美子委員 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について、決算を見込むという説明で終わったので、もう少し詳しく教えてください。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金は、まず、令和3年度非課税世帯を対象に令和3年度に実施されました。その後、追加分として、令和3年度に支給できなかった方、例えば、令和3年度は課税されていた方などで、かつ令和4年度は非課税になった方が追加で対象となりました。当初、令和4年6月補正で1,200件を想定して行いましたが、この中には市外から転入されてきた世帯で、当時本市で課税か非課税か分からない、給付金を受けたか否か分からない世帯も含めて見込んでおります。その後の調査の結果、前住地で給付金を支給されていたり、また、課税者の扶養になっていたという事で、当初見込んでいたよりも件数が減ったので、この度減額補正を提出させていただきました。

吉永美子委員 想定より何件減ったのですか。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 先ほど申しましたとおり、当初1,200件を想定しておりましたが、令和4年追加分を実際に支給したのは685件でした。

吉永美子委員 半分強程度ということで、想定よりも低かったということですが、これは、申請を1月末までで締め切ったものということで間違いはないですか。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 申請があつて、給付したものが685件ということですよ。

吉永美子委員 本来、対象になる世帯でありながら、申請に至らず、給付されなかったものは何件くらいありますか。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 給付の仕方について、非課税と思われる世帯に対して市から確認書を通知しております。この確認書の中で、市では確認しきれない部分がありまして、例えば、世帯全員が課税者の扶養になっていることや申告していない収入があることなどです。そういった部分は市では分かりませんので、その辺りに間違いがないということをご同意していただいた上で給付しております。実際、令和4年度の対象分としては、766件に対して確認書を通知しております。そのうち給付したものが685件ですので、81世帯が確認書を出されていないということになります。この中には、例えば、電話等の問合せで学生であること、市内で一人住まいの非課税世帯だが、実家で親の扶養になっているなどが確認できた方もいらっしゃいますので、そういったところを引いた上でこの件数となります。

吉永美子委員 市民から御相談があったので聞くんですが、当然、申請しなかった者がいけないという結論になるんでしょうが、確認書を提出しなかった者が81件ということで、私がいつも申し上げているのは、もらうべき方がもらえない事態に極力しないしてほしいということです。これまでも10万円の給付などいろいろな給付金がありましたね。その度に申してきたつもりですが、漏れていた方に対してのフォロー、つまり、「1月末で申請を締め切るよ」とお知らせするフォローは無理なんですか。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 市からのアプローチとしては、市広報誌やホームページ等で申請期限が9月30日までということの周知に努めました。

吉永美子委員 個別にお知らせすることは無理なんですか。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 提出されていない方に対しての再度の通知までは行っておりません。

吉永美子委員 行っていないので、それを行うことは時間的にも無理なのかとお聞きしているんです。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 時間が限られていたのは確かです。そういった中で、何月何日までに申請してくださいという形で確認書を通知しております。実際、こういったものは要らない、受け取らないとお断りを頂いた方も何件かいらっしゃいますので、改めて提出がない方全員に対しての通知はできなかったというところでございます。

山田伸幸委員 この臨時特別給付金は、何月から募集し始めて、何月までで締め切ったのかをお答えください。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 この給付金事業は、当初、令和3年度の実業従事者等に対する給付金対象世帯が対象でしたので、令和4年2月22日に令和3年度の実業従事者等に対する給付金対象世帯である7,620世帯に対して確認書を通知しております。そして、今回補正に上げておりますのは、令和4年度の追加分ですので、令和4年7月28日に766件に対して通知を行ったところです。申請期限につきましては、当初分は令和4年の5月22日、追加発送分は令和4年9月30日ということで送付しております。

山田伸幸委員 先ほど吉永議員が言われた1月末の申請期限とは、後で追加になってきた5万円分だと思われるんですが、その認識でよろしいのでしょうか。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 5万円の給付金については、この10万円給付金とは別のものになります。ですので、この追加分というのは、あくまでも令和3年度は対象にならなかったけれども、令和4年度で新たに対象になった方が対象ということで、同じく10万円の給付金事業です。

福田勝政委員 国庫支出金について、予算書に804万3,000円と201万9,000円と記載されていますが、この違いは何でしょうか。

坂根社会福祉課長 30ページの国庫支出金201万9,000円と32ページの県支出金602万4,000円の合計が804万3,000円となっております。

福田勝政委員 諸収入が128万3,000円減額されていますね。これはどこに繰り入れられるんですか。

伊藤国保年金課課長補佐 一般財源の128万3,000円のことによろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）社会福祉総務費の中に社会福祉課分と国保年金課分が入っており、それを相殺した形で128万3,000円ほど入る形になります。社会福祉課が141万6,000円償還金を補正して、国保年金課で269万9,000円補正しておりますので、その差額です。

吉永美子委員 先ほど私が聞いたのは違う件ですか。1月末までの締切りがあったと思って聞いたつもりなんですけど、これ、1月末までのものがありましたよね。これは違うんですか。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 今ここで挙げております10万円は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、非課税世帯に対して給付するという目的の10万円給付事業です。5万円の給付事業は価格高騰に対する緊急支援策として行われておりますので、本事業とは別の事業です。

白井健一郎副分科会長 33ページ、下段の扶助費について、生活保護受給者に限ってのことでいいんですが、この1年間、新型コロナウイルス感染

症に関するいろいろな名目で補助金が支払われました。あるいは、新型コロナウイルスとは関係ない名称で、実質的には生活保障としていろいろとお金が支払われているんです。生活保護受給者に限って言うと、1年間で何月にどのぐらいのお金が支払われて、それによってどの程度効果があったのかを教えてください。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 生活保護世帯に限ってということになりますが、令和3年度の10万円の給付金、そして、今年度の価格高騰に対する5万円の給付金、そのほか、別の課の事業になりますので詳しい状況は分かりませんが、子育て世帯に対する給付事業も行われています。そして、生活保護世帯に対してどのような影響があったかについては、私からは何とも言えませんが、全国一斉に行われた給付金は収入認定されないとなっておりますので、臨時の収入があったと考えられると思います。

白井健一郎副分科会長 給付する際に使い方の指導をされましたか。

坂根社会福祉課長 生活保護受給者に10万円等が給付された際には、収入認定しないため、収入としては考えていませんでした。生活の基盤が弱い方もいらっしゃいますので、もし相談があれば、生活に寄与するよう、無駄なことはしないように促したり、伝えたりしております。

白井健一郎副分科会長 このお金がどういうふうに使われたかは、ケースワーカーは御存じかもしれませんが、私には分かりません。普段大金を持たない方はこういったボーナス的な大金が入ると、ぱっと使ってしまいますね。それに対してどの程度指導ができるのかということに関して、どう思われますか。

坂根社会福祉課長 生活保護受給者のお金の使い道について、特に指導はないです。しかし、先ほど言いましたように、散財しているなどが見られる

ようであれば、当然、きちんと生活費に充てるように指導しております。
このお金はこれだけ使ってくださいということは、家賃などについては別ですが、生活費については特段の指導はしていません。

吉永美子委員 給付金の件で確認したいんですが、追加分が7月28日で9月30日ということは、2か月ぐらいしかないですね。この辺りの期間の短さは国が決めているんでしょうから、市が単独でどうこうできないんでしょうが、期間が短いので、例えば、この間に入院されている方などは、帰ってきたらもう申請期限が終わっているということになるわけです。その辺りについて、柔軟に対応できるものがありますか。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 「9月30日までに出してください」と通知しておりますが、半月程度であれば、柔軟に対応してきたつもりです。もちろん、国庫補助事業ですので、際限なくいつまでも待つことはできず、どこかで日にちを区切る必要はあるんですが、締切日の次の日に来たら、「もう駄目ですよ」という対応はしていないつもりです。

吉永美子委員 では、市によって締切りが違うんですか。国がどこまで「こういうときはこう対応してください」と事務連絡しているのか、教えてください。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 国からは、例示として9月30日までとなっておりましたが、実際に事業を実施するのは市町村ですので、その辺りは柔軟に対応するというので、国からQ&Aが出ておりました。

吉永美子委員 例えば、期限を11月末までにするなどは市の裁量でできるということですか。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 プッシュ型で確認書をお送りする非課税世帯、それとは別に家計急変世帯など申請に基づくものがあります。こ

れにつきましては、相談の時期にもよりますが、おおむね9月30日までに行っていたと思います。ただ、家計急変世帯につきましては、先ほど申しましたように、令和3年度事業に対する追加分ということで、令和3年度に受け取っておられる方は、そもそも令和4年度追加分の対象になりません。令和4年度の追加分では、家計急変についての御相談は1件もありませんで、令和3年度の事業のときに提出しておられるので、おおむね令和3年度時点で、必要とされる方には行き渡ったと考えております。

吉永美子委員 満足できる答弁ではないんですが、「市の裁量で期限をある程度延ばせるのか」と聞いているんです。例えば、国が、9月30日が期限と言っていて、先ほどは、2週間、半月程度は柔軟にできると言われました。長期的にいなかった方が漏れてはいけないので、期限を半年延ばすという極端かもしれませんが、そういったことは市に任されているんですか。市の裁量はどこまであるんですかとお聞きしているんです。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 国から「補助事業だから何月までに支払を終えなさい」という期限があります。例えば、市の判断でいつまで延ばしてもいいという明確な記述はありませんでしたが、「期限に間に合う範囲で実情に応じた対応をしてください」という国からのQ&Aの通知がありましたので、山陽小野田市としては9月30日を締切りとしていました。もちろん消印等の郵送関係もありますが、おおむね半月程度は遅れて出てきたものに対しても給付したところです。

吉永美子委員 支払期日がいつまでというのは示されていると言われましたね。支払期日はいつまでになっているんですか。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 12月です。

吉永美子委員 私は、市として検討する余地があるのではないかと考えていま

す。先ほど勘違いして言ってしまいましたが、1月末までが締切りの給付金について今月相談されたんだと思います。「1月末が締切りですから、もう無理です」と言われたということで、もちろん見ていない本人がいけないのは分かります。しかし、少しでも、給付できるようにということを考えていただきたいと思ったので、あえて言わせていただきました。12月であれば、例えば10月末までを期限にすることも可能ではないかと思うので、もう少し検討していただいて、長期的にいない人に対してはどうなのか、問題ないのかなどを考えていただきたい。今後、国から何が出てくるか分かりませんので、よろしくお願いします。これは要望です。

福田勝政委員 27節繰出金は、どこからの繰り出されるんですか。

亀崎国保年金課長 一般会計から国民健康保険特別会計への繰出金です。

福田勝政委員 償還金について、どこからの償還金なんですか。

坂根社会福祉課長 先ほど御説明した令和3年度生活困窮者自立支援相談事業、と生活困窮者就労準備支援事業の超過分を国に返還するものです。

亀崎国保年金課長 償還金142万3,000円のうち7,000円は、国民健康保険関係となります。これは、国民健康保険の基盤安定負担金の償還金です。

大井淳一郎委員 35ページ、生活保護受給者が減少するのでこれだけ扶助費が減っておりますが、この原因はそれだけですか。もう少し詳しくお願いします。

坂根社会福祉課長 生活保護に係る扶助費の減額につきましては、先ほど言いましたように、生活保護受給者の減少ということが原因です。また、例

年、3か年ぐらいの平均を勘案して予算立てをしておりますが、その平均よりも生活保護者が若干減ってきたことに伴って、生活扶助費等が減額しているため、決算見込みが減っています。

大井淳一郎委員 担当課として、単に、寿命やいろいろな事情が変わったから受給できなくなったから減っていると考えているのですか。あるいは、就労支援が進んだから減ったと考えているのですか。主な要因はどちらだと捉えておられますか。

坂根社会福祉課長 就労支援等もありますし、当然、お亡くなりになったものもありますので、どちらかと言うと分かりません。少しお待ちください。どちらかと言うと、主な原因は、死亡などが多いです。それに次いで、就労支援などによる収入の増加です。

松尾数則分科会長 ここで換気のために10時40分まで休憩したいと思います。今の内容について、もう少し調べてください。

午前10時30分 休憩

午前10時40分 開会

松尾数則分科会長 休憩を解きまして、審査を続行します。

吉村障害福祉課長 先ほど、18、19ページ、16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、1節社会福祉費県補助金について8,500万円の減額と説明しましたが、正しくは850万円の減額でしたので、訂正させていただきます。

松尾数則分科会長 分かりました。休憩前の質問について何か分かりましたか。

坂根社会福祉課長 生活保護の減額につきましては、令和3年度は6,080世帯で、令和4年度の見込みは6,100世帯です。若干増える見込みです。しかし、世帯保護の人員数は、令和3年度は7,737人で、令和4年度の見込みは7,591人です。人員数は若干減る見込みです。そういうことを勘案して、この度は生活扶助費等が減額になっています。先ほど言いましたが、人員が減っている理由は、死亡や就労支援等で収入が増えて生活保護が適用されなくなったことが主な原因です。

山田伸幸委員 新型コロナウイルス対策費について、国が示している最終的な申請期限が12月末までという答弁があったんですが、それは何が12月末までなんですか。

須子社会福祉課主査兼地域福祉係長 申請期限は9月末となっており、そこからおおむね3か月以内に支払を済ませなさいということが国からの通知の内容です。

松尾数則分科会長 歳入も含めてほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、審査番号①の審査を終了します暫時休憩します。

午前10時43分 休憩

午前10時50分 再開

松尾数則分科会長 休憩を解きまして、審査を続行します。審査番号③を審査します。まず、執行部の説明を求めます。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 それでは、令和4年度山陽小野田市一般会計補正予算（第9回）健康増進課分について御説明します。補正予算書34、35ページをお開きください。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、10節需用費の医薬材料費204万5,000円の減

額は、山陽小野田市急患診療所の令和4年度の実績見込みを踏まえて減額するものです。新型コロナウイルス感染症等の影響により、受診者が例年より減少しているため、医薬材料費の購入が少なかったことによるものです。この事業に関する特定財源の補正につきましては、14、15ページをお開きください。14款使用料及び手数料、1項使用料、3目衛生使用料、1節衛生使用料、急患診療所診察料1,659万円の減額は、先程説明しましたとおり、急患診療所の令和4年度実績見込みを踏まえて減額するものです。34、35ページにお戻りください。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、12節委託料、妊婦健康診査委託料323万3,000円の減額は、決算を見込んでの減額です。減額の主な理由は、健診対象となる妊婦の人数が当初見込みより少なかったことにより、健診対象者も減少したことによるものです。36、37ページをお開きください。18節負担金、補助及び交付金のうち、病院事業負担金1,089万4,000円の増額は、入院単価の増加による救急医療負担金などの増額を踏まえ、今年度の必要額を見込んだものです。同じく負担金、補助及び交付金の病院事業補助金1,556万4,000円の増額は、基礎年金拠出金や児童手当の実績を踏まえ、今年度の必要額を見込んだものです。これらの補正は、いずれも基準内繰出しの補正となります。22節償還金利子及び割引料の償還金36万円の増額は、母子保健衛生費国庫補助金償還金で、国の補助事業の実績による過年度精算に伴うものです。2目予防費、12節委託料1億469万9,000円の減額は、予防接種委託料の決算を見込んで減額するものです。この度、例年に比べて減額が大きくなった要因は、子宮頸がんワクチンの接種が伸びなかったことです。令和4年度から積極的勧奨が再開されたことに伴い、接種率50%を見込み、また、勧奨にも力を入れてきたところですが、結果として接種率が伸びない状況でした。18節負担金、補助及び交付金、子宮頸がんキャッチアップ接種助成金220万6,000円の減額も子宮頸がんワクチンに係るもので、決算を見込み減額するものです。7目新型コロナウイルス対策費、12節委託料の検査委託料1,219万8,000円の減額は、地域外来・検査セン

ターの令和4年度の実績見込みを踏まえて減額するものです。この事業に伴う特定財源の補正につきましては、18、19ページをお開きください。16款県支出金、3項委託金、3目衛生費委託金、1節保健衛生費県委託金321万円の減額、及び22、23ページをお開きください、21款諸収入、4項雑入、3目雑入、4節衛生費雑入の検査検体搬送料898万8,000円の減額を計上しております。地域外来・検査センターに関する予算に関しましては、令和4年度山陽小野田市一般会計補正予算（第5回）において、新型コロナウイルス感染症第7波の影響を受け、検査委託料を増額補正したところですが、その後、一旦感染状況が落ち着いたことに加え、令和4年9月26日から全数届け出の見直し等により地域外来・検査センターへの検査依頼数が減少したことにより、決算額を見込み減額するものです。36、37ページにお戻りください。22節償還金、利子及び割引料の償還金1,147万4,000円の増額は、新型コロナウイルスワクチンの補助金及び負担金の過年度償還金です。最後に、繰越明許費補正について御説明します。7ページをお開きください。第2表、繰越明許費補正の4款衛生費、1項保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種費3,535万3,000円について繰越明許費を設定するものです。これは新型コロナウイルスワクチン接種事業にかかるものです。ワクチンに関しては令和5年度以降の事業詳細がまだ国から示されていないため、令和5年度以降の接種事業費に関しては、詳細等が分かりしだい予算計上させていただく予定です。この度の繰越明許費は、令和4年度に実施した接種費用等の支払等を想定し、それら費用について令和5年度に繰り越すものです。御審査のほど、よろしく願いいたします。

松尾数則分科会長 執行部の説明が終わりましたので、委員の質疑を求めます。

山田伸幸委員 予防接種委託料の減額については、子宮頸がんワクチンの接種の減少ということですが、これはどの程度見込み人数を下回ったんでしょうか。

山本健康増進課健康増進係長（母子担当） 接種者の対象者の50%と見込んでおりましたので、延べの人数で、定期接種は2,472人、キャッチアップは2,829人分計上しており、実績見込みは、定期接種は580人、キャッチアップは517人となる見込みです。

山田伸幸委員 かなり減少していると感じるんですが、何か理由が考えられますか。

山本健康増進課健康増進係長（母子担当） 今回、積極的勧奨が再開されたのですが、接種するワクチンは、積極的勧奨が差し控えられたときのものと同様のものです。副反応については、厚生労働省はワクチンの直接の副反応とは考えていないという結論に至っています。やはりそこが心配で慎重になられているのではないかと考えております。また、来年度から、現在使用されている2種類のワクチンに加えて、9価ワクチンが定期接種のワクチンとして使用可能となる予定となっておりますので、そのことも一つの要因ではないかと考えております。

吉永美子委員 子宮頸がんワクチンの関係ですが、学校への依頼等はどのようにされましたか。

山本健康増進課健康増進係長（母子担当） 接種勧奨について、高校1年生に対しては、個別通知で勧奨しました。そして、中学生に対しては、夏休み前頃に学校を通じて一人一人に配付チラシを配っております。また、小学校6年生に対しては、中学校への入学準備説明会の際にチラシを配付し、また、その会場に保健師が出向いて口頭でも御説明しているところです。

吉永美子委員 中学生に対しては夏休み前にチラシを個別配付するということですが、併せて保健師から子宮頸がんの情報提供はされているんでしょうか。

うか。

山本健康増進課健康増進係長（母子担当） 保健師が一人一人に対して直接説明する機会はありません。

吉永美子委員 今後も含めてですが、学校を通じていろいろな情報を提供していくことが大事ですし、新しく作ったチラシがきちんと児童に配付されているかどうか、要は、保健師が動くこととチラシが全体に行き渡ることの二点について、いかがでしょうか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長 担当課としても、子宮頸がんへの対策は、若い世代に行きわたることが重要だと考えております。キャッチアップ接種についてのチラシを配付して、個別にという御提案でしたが、教育現場の現状も考慮する必要があると思いますので、例えば、養護教諭を通じて行っていただくのが良いのか、ほかにどういう方法が良いのかは、教育部門とも連携を図りながら考えていきたいと考えております。

奥良秀委員 子宮頸がんキャッチアップ接種の勧奨について、どちらかというところ児童や生徒に対して勧奨のお話でしたが、やはり未成年の方が多いと思いますので、保護者に対してもきちんと正しい情報を伝えていかないと、子どもだけでは判断できないこともありますので、その辺りを徹底していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

山本健康増進課健康増進係長（母子担当） 知識の面からも子どもだけでは判断が難しいと思います。配付したチラシ等は保護者の目にも触れていると思いますので、保護者にも御理解いただいた上で接種に移っていただけると考えています。

山田伸幸委員 学校で保護者と子どもと一緒に子宮頸がんワクチンの啓発を受けるような事業はできないのでしょうか。

尾山福祉部次長兼健康増進課長　それが可能かどうかは、教育部門に確認しないと返答しかねます。ワクチンだけに限らず、子宮頸がん全般への対策ということで、今年度は高校や大学と連携して、授業に講座を取り入れることをしておりますので、そのようなことが中学校等でも可能か、また、その必要があるかなどを吟味しながら考えたいと思います。

大井淳一郎委員　地域外来・検査センターの減少傾向は、今後も続いていくと考えていますか。今後の方向性と併せてお答えください。

林健康増進課主査兼新型コロナ対策室長　地域外来・検査センターに関しては、最近の検査数はかなりの減少傾向にあります。今、感染状況がかなり落ちついていますが、各医療機関で抗原検査キット、つまり即時判断できるキットを利用されて迅速な対応をされていらっしゃると思いますので、若干ですが減少傾向にあると考えております。

大井淳一郎委員　地域外来・検査センター自体は継続すると理解してよろしいでしょうか。

林健康増進課主査兼新型コロナ対策室長　令和5年度については、国が新型コロナウイルスをV類に移行するなどいろいろ検討されていますが、県に確認したところ、現時点では現行どおり継続実施すると聞いております。

奥良秀委員　検査キットの話が出たのでお聞きしたいんですが、キットで使われている検査液が、消費期限がかなり短いと思うんです。購入したが、使うことがなく廃棄したものの数は分かっていると思うんですけど、どのぐらいの金額になるか把握していますか。それとも、きちんと消費期限内に使われているんでしょうか。

林健康増進課主査兼新型コロナ対策室長　地域外来・検査センターでは、抗原

定量検査ということで、検査機関に委託して検査していただいております。そちらの消耗品等は、今のところ、廃棄することなく使っております。

大井淳一郎委員 繰越明許費について、現在のワクチンの接種状況、5回目ぐらいいまであると思いますが、接種の実績を教えてください。

林健康増進課主査兼新型コロナ対策室長 新型コロナワクチンの接種率は、令和5年2月23日時点で、対象年齢人口に対する接種率は、1回目は83.91%、2回目は83.64%、3回目が70.37%、4回目は55.75%、5回目は32.66%です。オミクロン株対応ワクチンの接種は、年に1回ということになりますので、人によって接種回数が若干変わります。ですから、最大で5回接種できますが、人によっては3回で終了されている方もいらっしゃいます。

大井淳一郎委員 全国旅行支援では、ワクチン接種証明書が必要になりますが、これは何回目まで受けていることが必要ですか。

林健康増進課主査兼新型コロナ対策室長 全国旅行支援には様々な条件があると思うんですが、大体3回目の接種歴の証明が必要と聞いております。

大井淳一郎委員 ワクチンを接種するかしらないかは、個人の判断によるんですが、接種した人に対してメリットとなる制度は、全国旅行支援以外に何かあるのでしょうか。

林健康増進課主査兼新型コロナ対策室長 市としては全国旅行支援以外には把握しておりません。

松尾数則分科会長 ほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。以上で審査番号③の審査を終了します。ここで10

分休憩して、11時20分に再開します。

午前11時11分 休憩

午前11時20分 再開

松尾数則分科会長 休憩を解きまして、審査を続行します。次は、審査番号②を審査したいと思います。まず、執行部の説明を求めます。

麻野高齢福祉課長 それでは、議案第2号令和4年度一般会計補正予算（第9回）のうち、高齢福祉課の繰越明許費補正について御説明します。一般会計補正予算書7ページをお開きください。第2表繰越明許費補正、3款民生費、1項社会福祉費の欄にあるとおり、高齢者福祉施設等整備補助事業8,034万円を令和5年度に繰り越すために、地方自治法施行令第146条に基づいて繰越明許費を設定するものです。この事業につきましては、山口県及び事業者と協議を進めておりましたが、事業者から、介護老人保健施設の開設及び認知症高齢者グループホームのICT導入を予定していたが、昨今の社会情勢に伴う建設資材の急激な価格高騰や多数の品不足による不可避な実施設計の変更とそれに伴う資金計画の調整により、3月末までの時間的余裕がなく、入札等の工程が遅延してしまったため、年度内に完了できない旨の報告がありましたので、山口県とも協議の上、繰越明許費を設定し、令和5年度に関連予算を繰越すこととなりました。なお、令和6年3月末に当該介護老人保健施設の開設及び認知症高齢者グループホームのICT導入事業は完了予定で、令和6年4月1日から開設する旨の報告を受けております。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 令和4年度山陽小野田市一般会計補正予算（第9回）について、子育て支援課分を御説明します。まず、歳入のみの補正について御説明します。一般会計補正予算書の16、17ページをお開きください。これは高千帆小学校校舎内に整備した高千帆児童ク

ラブの施設整備に係るものです。15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費国庫補助金、子ども・子育て支援整備交付金1,617万3,000円減額のうち31万6,000円の増額、18、19ページをお開きください。16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、2節児童福祉費県補助金、子ども・子育て支援整備交付金157万円減額のうち8万円の増額、これは補助単価の増額によるものです。22、23ページをお開きください。22款市債、1項市債、2目民生債、1節児童福祉債、児童クラブ室整備事業債1,180万円の減額のうち1,060万円の減額です。これは工事請負費の減額によるものですが、これらの歳出予算は10款教育費、2項小学校費、3目学校建設費に措置されていますので、歳入のみ御説明します。続きまして、歳出の子育て支援課分を御説明します。一般会計補正予算書32、33ページをお開きください。3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費を1億2,698万8,000円減額し、30億8,597万9,000円とするものです。これは私立保育所に対する障害児保育費補助金の増額並びに各事業費の決算を見込み、ひとり親家庭医療助成費については増額し、その他の事業については減額するものです。12節委託料2,050万円の減額は、決算を見込んだものであり、内訳は、病児保育事業委託料250万円減額及び私立保育所運営費1,800万円減額です。18節負担金、補助及び交付金は、5,648万8,000円を減額するものです。このうち、障害児保育費補助金は249万8,000円の増額です。これは、市内の私立保育所が受け入れている、配慮が必要な障害がある児童に係る保育士加配に対して補助金を交付しておりますが、今年度は当初見込んでいた人数を超える保育士加配がなされたため、申請された全てに対して補助できませんでした。しかし、保育士加配の人件費に対する補助であり、補助できない部分は私立保育所に負担を強いることになるため、不足額を増額補正するものです。残る5,898万6,000円は、決算を見込んだ減額です。内訳は、施設等利用給付費負担金1,200万円減額、一時預かり事業費補助金400万円減額、副食費補足給付事業費補助金100万円減額、私立幼

稚園運営費負担金1,400万円減額、地域型保育事業運営費負担金2,300万円減額、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金221万6,000円減額、保育所副食費等物価高騰緊急対策支援事業費補助金277万円減額です。19節扶助費5,000万円の減額は、決算を見込んだものです。内訳のうち、ひとり親家庭医療助成費は、今年度の実績から決算を見込んだところ、助成費用が不足することから、100万円増額するものです。この他は、乳幼児医療助成費は市単独事業分と合わせて1,100万円減額、児童手当は2,500万円減額、児童扶養手当は1,500万円減額です。2目に伴う特定財源の補正について御説明します。14、15ページをお開きください、15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、2節児童福祉費国庫負担金のうち児童扶養手当給付費500万円減額、児童手当2,248万7,000円減額、子どものための教育・保育給付交付金3,113万5,000円減額、16、17ページをお開きください。子育てのための施設等利用給付交付金249万9,000円減額、15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金のうち子ども・子育て支援交付金250万円の減額、保育士等処遇改善臨時特例交付金221万6,000円の減額、18、19ページをお開きください、16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、2節児童福祉費県負担金、児童手当192万4,000円減額、子どものための教育・保育給付交付金1,494万9,000円減額、子育てのための施設等利用給付交付金125万円減額、16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、2節児童福祉費県補助金、乳幼児医療助成費460万円減額、ひとり親家庭医療助成費79万円増額、子ども・子育て支援交付金250万円減額、保育所副食費等物価高騰緊急対策支援事業費補助金277万円減額を計上しています。34、35ページをお開きください。3目ひとり親福祉費を875万5,000円減額し、1,848万6,000円とするものです。内訳は18節負担金、補助及び交付金202万5,000円の減額は、ひとり親家庭高等職業訓練促進・修了支援給付金の決算を見込んだものです。19節扶助費673万円の減額は、母子生活支援施設への

入所措置費の決算を見込んだものです。この補正に伴う特定財源の補正を御説明します。14、15ページをお開きください。15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、2節児童福祉費国庫負担金、入所施設措置費負担金336万5,000円の減額、16、17ページをお開きください。15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費国庫補助金のうち母子家庭等対策総合支援事業費151万9,000円の減額、18、19ページをお開きください、16款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、2節児童福祉費県負担金、入所施設措置費負担金168万3,000円減額を計上しています。続いて34、35ページにお戻りください。3款民生費、2項児童福祉費、4目保育所費を577万9,000円減額し、4億4,236万5,000円とするもので、これは、小野田地区保育所整備事業基本設計業務委託料の入札減によるものです。この補正に伴う特定財源の補正を御説明します。20、21ページをお開きください。19款繰入金、1項基金繰入金、3目まちづくり魅力基金繰入金、1節まちづくり魅力基金繰入金2,165万8,000円減額のうち、995万8,000円の減額を計上しています。34、35ページをお開きください。2項児童福祉費、6目児童クラブ費は、1,437万2,000円を減額して1億8,522万5,000円とするものです。これは、小野田小学校内に新しく整備した小野田児童クラブの工事請負費の入札減によるものです。この補正に伴う特定財源の補正を御説明します。16、17ページをお開きください。15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費国庫補助金、子ども・子育て支援整備交付金1,617万3,000円減額のうち1,648万9,000円の減額、18、19ページをお開きください、16款県支出金、2項県補助金、2目民生費県補助金、2節児童福祉費県補助金、子ども・子育て支援整備交付金157万円減額のうち165万円の減額、22、23ページをお開きください、22款市債、1項市債、2目民生債、1節児童福祉債、児童クラブ室整備事業債1,180万円減額のうち120万円の減額、これらについては入札減によるもの及び改修工事のうち小

学校の教室部分に係るものと児童クラブ室に係るものの割合が変更となり、児童クラブ室部分の割合が減少したことによるものです。この工事割合の変更に伴い、同じページの22款市債、1項市債、8目教育債、1節小学校債、小学校施設改修事業債130万円の増額のうち300万円が小野田児童クラブ室整備に係る小学校教室部分の割合増加に伴う補正を計上しています。34、35ページにお戻りください。12目子育て世帯応援給付金給付事業費について、事業費は12月に補正し、変更はありませんが、特定財源を増額しますので、16、17ページをお開きください。15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金2,635万8,000円のうち2,753万2,000円が子育て支援課分です。これは交付金2,635万8,000円の追加交付が示されたことに加えて、他課においてこの交付金を満額充当して実施した事業が完了したことにより117万4,000円の不用額が生じるため、合わせて2,753万2,000円を追加で子育て世帯応援給付金給付事業に充当するものです。最後に繰越明許費補正について御説明をいたします。7ページをお開きください。3款民生費、2項児童福祉費、小野田地区保育所整備事業911万9,000円について繰越明許費を設定するものです。これは、小野田地区保育所整備事業基本設計業務委託にかかるものであり、令和4年7月13日から令和5年2月28日までを契約期間として、委託業者と計画案の調整を行ってきたところですが、未だ完成に至っておりません。これまでの経過について御報告しますと、9月上旬に基本計画案4案の提出を受け、9月16日に4案の中からその後のキーとなる計画案1案を採択しました。その後、採択した案について要望や変更点を協議しながらプランの詳細について協議を進め10月24日に一旦、基本計画図が完成したところです。しかし、その基本計画図に数多くの修正をお願いすることとなり、再度キーとなる計画案を修正し、細部を協議しているところです。直近の協議で、担当課から修正事項を設計者に伝達し、その修正事項を図面に落としていただく段階にきていますが、当初の委託契約期間内に成果品の提

出までに至らず令和5年7月ごろになる見込みであるため繰越明許費の補正を行うものです。御審査のほど、よろしく願いいたします。

松尾数則分科会長 執行部の説明が終わりましたので、委員の質疑を求めます。

吉永美子委員 18節障害児保育費補助金が249万8,000円増額で、これは保育士加配ということですが、これは初めて出てきたと思います。実態をもう少し詳しくお知らせください。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 これは毎年度実施している事業です。これまでは当初の予算で補助金を計上していた範囲内で補助の決定が行われておりました。しかし、令和4年度につきましては、保育園から加配の申請があり、市が審査したところ、この補助に該当すると思われる加配の額が当初予算では不足する事態となりました。具体的には、現在、軽度について7人の予算が不足しておりますので、その不足分の補正です。

吉永美子委員 軽度の障害児分について、プラス7人の部分が249万8,000円ということですね。この加配は、何園で何人が受けておられるか、お知らせください。これまでは予算内に納まっていたましたが、7人分が不足するから初めて補正予算で増額になったんですね。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 令和4年度の人数は、重度の方が7人、軽度の方が13人おられ、4月のみ軽度で、5月以降は重度に該当する方が1人いらっしゃいます。

野村子育て支援課課長補佐 追加で御回答します。令和4年度は、7園で障害児を受け入れていただいております。

吉永美子委員 その7園について、園ごとの受入人数をお知らせください。

野村子育て支援課課長補佐 園ごとの詳細な数字は、今持ち合わせておりません。

吉永美子委員 私がお聞きしたいのは、7園が受け入れておられて、全部で確か12園だったと思うんですが、その中で特に重く負担になっている園はないかということです。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 障害児や配慮の必要な園児を受け入れていただいている人数は、園によってそれぞれです。定員の何パーセントというように決まっているわけではありませんので、園の実情に応じて受け入れていただいている状況です。

吉永美子委員 補正予算で増額しなければいけない事態が発生したということは、配慮が必要な子どもが増えているんでしょうか。実態をお知らせください。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 令和元年度以降に補助した人数を見ると、重度に該当する方が少しずつ増えている状況です。

奥良秀委員 受入れをされているのは7園だと思うんですけど、全部で何園あるんでしょうか。母数を教えてください。

野村子育て支援課課長補佐 私立保育園は全部で12園あります。加えて、小規模保育事業所が2園ありますので、合わせて14園のうち7園が障害児保育を行っている状況です。

山田伸幸委員 保育士の過重負担が問題になっていて、教諭等の処遇改善事業補助金がありますが、この補助金は、きちんと保育士の皆様にそれが回っているのか、確認等をされているんでしょうか。

野村子育て支援課課長補佐 保育士、幼稚園教諭等の処遇改善臨時特例事業補助金につきましては、令和4年2月から同年9月までの間の事業となっております。内容は、保育士一人当たり、月額9,000円以上の処遇改善を行うことが条件となっております。この事業につきましては、事業者から申請を出していただいて、その申請に基づいて事業が行われたかどうかを確認するための実績報告を出していただいておりますので、きちんと事業ができていることを確認しております。

大井淳一郎委員 34ページ、保育所費の設計委託料について、財源内訳を見ると、まちづくり魅力基金が577万9,000円減額というイメージだったんですが、一般財源を充てていますね。これは、例えば、一般財源とまちづくり魅力基金の比率を一定にするなどのルールがあるんでしょうか。

野村子育て支援課課長補佐 一般財源から支出している理由ですが、この事業につきましては繰越明許費の予算を予定しております。この予算の繰越しを認めていただければ、契約期間の延長を示し、それに伴って必要となる経費、これは人件費に対して掛かる基本設計業務委託料ですが、この増額の契約を予定しております。そのため、今回の繰入額につきましては、現時点で確実に施行される額です。現時点での契約済額だけを基金から繰り入れることにしておりますので、その増額の契約を行う予定の部分が一般財源となっております。

大井淳一郎委員 後ほど審議がありますが、繰越しの事態が生じたから、一般財源で負担しなければならなくなったという理解でよろしいでしょうか。

野村子育て支援課課長補佐 そのとおりです。

奥良秀委員 3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費、18節負担金、補助及び交付金について、私立幼稚園運営費負担金が1,400万減額

で、地域型保育事業費運営費負担金が2,300万円減額と、どちらもかなり大きく減額となっているんですが、この理由を分かる範囲で説明してください。

野村子育て支援課課長補佐 この減額につきましては、それぞれ歳出の決算を見込んだものとなっております。この決算額の見込みは、令和4年4月から実際に園に支払った金額を基に算出した結果、このような結果となっております。具体的な理由としては、子どもの数が減ったことに伴って、それぞれの園の受入人数が減ったことが原因となっておりますが、歳出総額から決算見込額を算出しておりますので、どれだけの人数が減ったのかという数値は持ち合わせておりません。

奥良秀委員 要は、受入れニーズが減ってきているということですか。

野村子育て支援課課長補佐 傾向としては子どもの人数が減っていることに伴って各園で受け入れる人数が減ってきております。

奥良秀委員 「私立幼稚園」と書いてあるんですが、民間の事業所の受入れが減ってきているということによろしいですか。

野村子育て支援課課長補佐 私立幼稚園運営費負担金につきましては、民間の新制度の幼稚園の数値となっております。

大井淳一郎委員 小野田地区保育所整備事業について、繰越明許に至った経過は分かりました。事業計画の設計について提案されて、採択されたが、計画に変更が見られたということですが、具体的にどの辺りの変更になったのかについて、できる範囲で説明してください。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 今、設計を行っている新しい園舎につきましては、昨年度取得した土地に駐車場とともに新園舎を整備する計画と

しております。現在の園庭等の間に現園舎がありますので、どうしても取得した土地に園舎を建てるという計画しかできず、選択の余地がありませんでした。取得した土地から新園舎の間取り等を考える中で、想定していたよりも制約が多かったというのが正直なところです。東側には事業所の建物があること、また、西側には保育園の登降園に使っている道路等がありますので、人目に付かないほうがいい設備等は西側には持つて行きたくないなどの細かいことも考慮すると、敷地に対して園舎をどのような形状にするのがベストなのかを考えるために想定以上の時間が掛かってしまいました。一旦、キーとなるプランがまとまりかけたのですが、やはり今後50年近くの長きにわたって利用する建物ということですので、現段階で妥協したくないと。できれば考え得るベストの策で建設したいということもあり、少し手戻りとなってしまい、工期が延長する事態となってしまいました。

大井淳一郎委員 良い保育園を造りたい気持ちがあるのは理解できるんですが、設計に不備があったのか、それとも、市の思いが強いためにこうなったのかについて、どう理解されていますか。その思いがきちんと伝わっていなかったのか。それとも、思いを伝えるのが遅かったのか。どうでしょうか。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 市の思いがうまく伝わらなかったという部分もありますし、市でいろいろと協議した結果、元の案に戻していただく部分もありました。

大井淳一郎委員 想定されている保育所完成までの工期があると思うんです。ゴールから遡ってされていると思うんですが、これによって園のスタートが遅れるという事態はあり得るのでしょうか。

長井福祉部次長兼子育て支援課長 基本設計の遅れが工事全体に影響してくることはないと思っております。

山田伸幸委員 現園舎と新園舎の間に溝がありますね。その点はどのようにクリアしようとしているのでしょうか。

野村子育て支援課課長補佐 そちらは来年度予算に関連することになるんですが、来年度、水路の改修工事を行う予定としておりますので、そちらの実施設計等を作っていく段階で、その段差をうまく解消できるような形にしていきたいと考えております。

松尾数則分科会長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）質疑なしと認めます。午前中の分科会は、これで終了します。残りのものは民生福祉常任委員会終了後に行います。それでは、暫時休憩します。

午前 1 2 時 休憩

午後 2 時 1 5 分 再開

松尾数則分科会長 休憩を解きまして、分科会を再開します。次は、審査番号④の審査を行います。執行部の説明を求めます。

山本生活安全課長 それでは令和 4 年度山陽小野田市一般会計補正予算（第 9 回）の生活安全課分について御説明します。補正を行う目ごとに、歳出、歳入の順に御説明します。まず、歳出について、補正予算書 2 8、2 9 ページをお開きください。2 款総務費、1 項総務管理費、1 3 目空家対策費についてです。1 2 節委託料のうち調査委託料は、今年度実施している市内全域を対象とした空家等実態調査で入札減により 5 5 7 万 6, 0 0 0 円減額しております。廃棄物処分業務委託料は、特定空家等の略式代執行に伴う建物内部に残置されていた家財道具等の処分について 2 0 0 万円と見込んでいたところ、1 0 1 万 2, 0 0 0 円で処分しましたので 9 8 万 8, 0 0 0 円減額しております。1 4 節工事請負費は、特定

空家等の略式代執行に伴う建物の解体撤去工事費用について、予算額 2,831万4,000円としていましたが、最終的に1,552万1,000円で建物の解体撤去工事を実施しましたので、1,279万3,000円減額しております。18節負担金、補助及び交付金のうち、老朽危険空家等除却促進補助金は、10件の補助金交付を見込んでいましたが8件の交付となり、123万8,000円減額し、空き家利活用改修補助金は、今年度の実績が空き家バンク登録物件を対象とした改修補助が1件、家財道具等処分費補助が3件にとどまり、それぞれ見込んでいた件数に達しませんでしたので、133万6,000円減額しております。続いて、空家対策費に係る歳入について説明します。16、17ページをお開きください。15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、1節総務管理費国庫補助金のうち、社会資本整備総合交付金を169万5,000円減額しております。これは、先ほど御説明した空家等実態調査、老朽危険空家等除却促進補助金及び特定空家等の略式代執行に伴う解体撤去工事の特定財源で、内訳は、空家等実態調査について299万6,000円減額、老朽危険空家等除却促進補助金について69万6,000円減額、特定空家等の略式代執行に伴う解体撤去工事については新たに交付申請し、199万7,000円増額しています。続いて30、31ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、20目自治会活動推進費の生活安全課分について御説明します。18節負担金、補助及び交付金のうち、防犯外灯設置補助金は、防犯外灯の新設、修理、LED灯化促進の申請件数が、当初の見込みより大幅に減少したため、150万円減額しております。防犯カメラ設置補助金については、現時点で補助金交付が1件のみで、年度末までの申請、補助金交付に備えて1件分の予算を確保するものの、18件分180万円を減額するものです。自治会活動推進費の生活安全課分に係る歳入について説明します。20、21ページをお開きください。19款繰入金、1項基金繰入金、10目ふるさと支援基金繰入金、1節ふるさと支援基金繰入金457万3,000円の減額に、防犯カメラ設置補助金の歳出減額分180万円が含まれています。最後に、繰越明許費補正について

説明します。7ページをお開きください。7款商工費、1項商工費の消費生活センター回線移設業務61万6,000円の繰越しは、市役所本庁舎のレイアウト変更による生活安全課消費生活センターの移転に合わせて、全国消費生活情報ネットワークシステムの専用回線を移設する必要があり、令和4年度当初予算に専用回線移設費用を計上していましたが、本庁舎の内装改修工事のスケジュールに変更が生じたため繰り越すものです。御審査のほど、よろしく申し上げます。

河上市民部次長兼市民活動推進課長 それでは、市民活動推進課分を御説明します。補正予算書28、29ページをお開きください。下段部分になります。2款総務費、1項総務管理費、17目国際交流等推進費の当初予算378万4,000円を322万6,000円減額し、補正後の額を55万8,000円とするものです。これは、新型コロナウイルス感染の状況を鑑み、中学生海外派遣事業を中止したことによるものです。減額の内訳につきましては、9節旅費21万円は、引率者の旅費、11節役務費1万6,000円は、同じく引率者の携帯電話通信料及び保険料、12節委託料300万円は、生徒8人及び引率者2人の旅行代金一式を予定していたものです。これに伴う歳入は、22、23ページをお開きください。21款諸収入、4項雑入、3目雑入、2節総務費雑入のうち海外派遣事業費負担金を40万円減額するものであります。これは海外派遣参加者が個人負担する予定でした参加費で、一人当たり5万円の8人分です。30、31ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、20目自治会活動推進費、18節負担金、補助及び交付金の自治会事務費補助金を180万円減額するものであります。これは自治会事務費のこれまでの交付実績を勘案したものでありまして、これにより自治会事務費当初予算6,131万4,000円。から、5,951万4,000円となります。これに伴う歳入は、20、21ページをお開きください。19款繰入金、1項基金繰入金、3目まちづくり魅力基金繰入金、1節まちづくり繰入金のうち、歳出減額と同額の180万円を減額するものであります。御審査のほど、よろしく申し上げます。

松尾数則分科会長 執行部の説明が終わりましたので、委員の質疑を受けます。

大井淳一郎委員 空き家について、略式代執行の業務委託料や工事請負費が減額になったわけですが、執行に当たって、隣地に家があったり、ダイオキシン（後刻、「アスベスト」と訂正あり）の処理があったりなど壊す際に処分が大変だったと思うんですけども、その辺りのトラブルはなかったでしょうか。

山本生活安全課長 特段、トラブルはありませんでした。

大井淳一郎委員 当初、費用を大きく見積もったのは、やはり初めてだからでしょうか。予算と比べて大分差が開いたのは、費用を多く見積もったからですか。その原因を説明してください。

山本生活安全課長 予算を組んだときは、かなり難解な工事になると思われたので、最大限見込んでおりました。特にアスベストの除去について、外壁や内装にかなり多くのアスベストを含んでいる可能性がありました。アスベストの除去や最終処分にはかなりの費用が掛かるものなので、それを見込んでおりました。実際のところ、アスベストを含んでいたものは、16検体検査して2検体のみでしたので、そこでかなり減額されたものです。

大井淳一郎委員 ダイオキシンとアスベストを言い間違えました。訂正します。そして、次の質問です。老朽危険家屋について、利活用改修補助金の件数が伸びなかったんですが、この主な要因は何でしょうか。

山本生活安全課長 今年度は昨年度よりも補助件数を倍増して予算を計上しておりました。昨年度に相談がかなり多かったので、今年度は申請が多いだろうと見込んでのものでした。1月末をもって申請は締め切ったんで

すが、今年度は申請が12件で、そのうち不交付が4件あり、合計で8件の交付にとどまったため減額となりました。

吉永美子委員 12節委託料、調査委託料が557万6,000円減額になったということですが、もともとの予算は幾らだったのでしょうか。

平生活安全課課長補佐 調査委託料は、空家等実態調査の委託料は1,512万3,000円で、空き家等の所有者を調査する委託料は20万円で計上しており、合計で1,532万3,000円を予算として計上しておりました。

吉永美子委員 その規模の金額から557万6,000円減った原因は何でしょうか。

山本生活安全課長 入札減によるものです。予算を組んだときは、前年度に参考見積りを数多くの業者から取りましたが、その参考見積りの金額にかなり開きがありまして、実際に入札したところ減額になったということです。

吉永美子委員 実態調査について、金額が低いところに委託しても、きちんとした成果物が出てくれば全く問題ないんです。この実態調査の成果を今後に生かすことのスケジュールはどのように考えておられますか。

山本生活安全課長 調査の結果は、先日納品されまして、今、その検査をしている状況です。その調査結果を詳細に分析して、空家等対策計画の改定につなげていきたいと思っております。

福田勝政委員 アスベストのことで聞きたいんですが、例えば、コンクリートの物件があり、アスベストが含まれているか分からない場合は、入っているものとして見積もりますね。その後、アスベストが出てこなかった

場合には減額されるような契約にしているんですか。

山本生活安全課長 事前にアスベスト含有調査をしてから発注するか、それとも、発注した後にアスベスト含有検査をするかによって変わってくると思うんです。アスベストの処分費用が高いと聞いていますので、通常、アスベストが出なければ、安くなると思われれます。

福田勝政委員 そのことはきちんと契約書に書いていますか。

平生活安全課課長補佐 今回の件で申しますと、仕様書に見込んでいた部分があれば減額しますし、仕様書に見込んでない部分があれば増額します。

福田勝政委員 少しだけアスベストが出たとすると、量によって減らす額が違うんですか。それとも、少しでもアスベストが出れば全額支払うんですか。今回はアスベストが出ると見込んで見積りをしたと言われました。結果的にどうであったかは分かりませんが、アスベストの処理は高額ですから、きちんと契約書に書いてあるのかを質問しました。

平生活安全課課長補佐 仕様書に見込んでいる部分があれば、また、見込んでない部分があれば、それは最後に精算するという契約になっております。

吉永美子委員 先ほど納品されたものを検査して、計画の改定につなげるとお聞きしたんですが、改定した計画をいつ頃作る予定で動いておられるのでしょうか。

山本生活安全課長 当初は今年度中に改定作業に入る予定でした。しかし、5年前に比べて空き家の件数がかかなり多いと報告を受けており、それによって業者から調査結果の報告が出てくるのがかなり遅れました。したがって、新年度に入ってから精査して、空家等対策協議会に諮って

きたいと考えております。令和5年度中には計画を改定し、その後の空き家対策事業につなげていきたいと考えております。

白井健一郎副分科会長 29ページ、中学生海外派遣事業委託料について、これを中止したということでしたが、例えば、オンラインで行おうとは思わなかったのでしょうか。

河上市民部次長兼市民活動推進課長 オンラインでの交流につきましては、今年度いろいろ調整しているところです。現在予定しているのは、来月、サビエル高校を対象にしてオンラインでの交流を始めたいと考えております。

白井健一郎副分科会長 前回、中学生海外派遣事業が議論のそ上に上がったときに、国際感覚を身に付けることはとても大切ですから、今回できなくても次回考えていただけるということで安心しました。次に、31ページ、防犯外灯設置について、地元の自治会でお金が余ったので、「防犯外灯が切れていますよ」と自治会長にお願いしに行ったんです。そうしたら、奥様が出てきて、「何とかしますから」と言うんですけど、自治会長は、結局動かなくて、半年たってもそのままなんです。非常に残念な結果だと思うんです。前回、この場で議論のそ上に上がったときに、毒のある言い方ですけど、都会の夜のまちと山陽小野田市の夜のまちの違いは、街灯の数で、山陽小野田市にはとにかく街灯が少なくて危険だということを強調したと思うんです。私が言ったことで効果があったかどうか分かりませんが、市役所の裏側には警察署につながる道があるんですけれども、ここには防犯外灯がついたんです。ただ、県道のほうは防犯街灯がないんです。例えば、今すごく自転車がはやっていて、自転車で通学や通勤する人が増えたと思うんです。バス停のところでバスがとまるためにかなり歩道を小さくしているところがあって、そこには防犯外灯が付いてついていないので、自転車でとおるのは非常に危ないんです。そこにも付けてほしいと思いますし、とにかく積極的に行って

ほしい事業の一つだと思うんですが、どうお考えですか。

山本生活安全課長 生活安全課で対応しておりますのは、あくまでも防犯外灯です。自治会等に対する防犯外灯設置のための補助金でして、道路を明るくする街路灯は、建設部の所管だと思われまますので、そちらに情報提供していきたいと思っております。

山田伸幸委員 防犯カメラ設置補助金は、要件が非常に厳しいと思うんですが、今後、要綱の見直し等は考えていますか。

山本生活安全課長 新年度に向けて、要綱の見直し等は特段考えておりません。

山田伸幸委員 私どもも申請しようとチャレンジしてみたんですが、諦めざるを得なかったんです。ほかにも申請に向けて努力したが、駄目だったという自治会はあるんでしょうか。

山本生活安全課長 ございません。

吉永美子委員 防犯外灯設置補助金の当初予算額は幾らでしたか。

岡野生活安全課防犯交通係長 防犯外灯設置補助金の当初予算は498万円です。

吉永美子委員 防犯外灯設置補助金は、今年度498万円で、来年度減らしておられますね。防犯カメラ設置補助金は、今年度の見込みが190万円ですね。それが来年度は200万円ということは、何かをしようという思いがあって、次のステップを考えておられると思うんです。今年度の水準までは無理だと思ったら、きっと当初予算は減っていると思うんです。何としてもカメラを付けていきたいという思いがあると思うんです。どうしたらこれを増やしていくことができるかと考えておられるんでは

うか。

山本生活安全課長 防犯カメラ設置補助金は、制度を開始してまだ2年目です。これにつきましては、議員の皆様からも総合計画、中期基本計画の審議の際に強い要請を受けましたので、見直すのは難しいと考えております。引き続き関係団体、自治会等の意向等々を確認しながら、どうすれば申請が増えるのかを考えていきたいと思っております。

吉永美子委員 コロナ禍なので自治会長が集まる会はなかなか開催できていないんですか。自治会ごとで防犯カメラを設置となると、カメラを設置した自治会から、「設置したことでこんな良いことが出てきたよ」というお声を頂いて、設置する効果を自治会長の集まりの場で訴えていけるようにする必要があると思います。そういうふう具体的に動いておられますか。いかがでしょうか。

河上市民部次長兼市民活動推進課長 自治会長が集まる機会は、新型コロナウイルスを鑑みて、なかなか開催できないという現状です。

吉永美子委員 課は違いますが、こういったところでお互いに連携してください。コロナ禍が終息したら、自治会長が集まる場が増えるでしょうから、防犯カメラを設置するとこんな効果があるということを知っていただくようにする手法を行うことも必要だと思うんですが、いかがですか。

河上市民部次長兼市民活動推進課長 現在、防犯カメラの設置補助金に伴う周知につきましては、自治会長の手引を作成して周知を行っているところです。しかし、委員がおっしゃるよう、直接お知らせする機会が不足しておりますので、今後、生活安全課と連携しながら、そういった機会での周知に努めてまいりたいと思います。

山田伸幸委員 防犯カメラ設置補助金の要件の厳しさの一つは、周辺の住民の

同意が得られるかどうかというところです。それと、防犯的な目的もあるんですが、ごみ箱周辺で不法投棄が後を絶たないんです。例えば、よその自治会から来て捨てていくとかです。しかし、そういう目的での設置は駄目なんです。本当に厳しいと感じていて、もう自費で付けるしかないんです。設置要綱にいろいろな制限があって、かなり高性能なもの、あるいは、コントロールする人を非常に狭めていかざるを得ないということもあって、その辺の見直しがどうしても必要ではないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

山本生活安全課長 防犯カメラの設置に伴うプライバシーの問題なんですけれども、プライバシーの保護というのは、防犯カメラの関係で全国的にも問題になっておりますので、申請していただく際には周辺住民の同意、自治会の合意等は必要と思われれます。それから、それぞれ自治会からの御要望にごみ置場での問題があるんですが、ごみ置場でのごみの出し方はマナーの問題であると。これは、防犯対策というよりも環境問題だと考えます。警察にも相談したことがあるんですけども、不法投棄となれば、警察も検挙など動くことができます。ルール違反に対しては動けるんですけども、マナー違反は警察では取り合えないと。防犯カメラの対象としてこれは少しずれてくるところがありますので、その辺りは自治会長等とよく話し合い、相談を受けながら、対応していきたいと思っております。

山田伸幸委員 防犯外灯について、スタートして5年ぐらいたっていると思うんですが、LEDの外灯に変えた割合は分かかりますか。

岡野生活安全課防犯交通係長 令和5年1月末現在で79.8%です。

山田伸幸委員 それは防犯外灯が全部で幾つあって、いくつLEDに変わったのか、教えてください。

岡野生活安全課防犯交通係長 補助金の申請を頂いている件数を追加させて、防犯外灯数は全部で6, 020灯あり、そのうちLED防犯外灯は4, 802灯です。

白井健一郎副分科会長 防犯カメラについて一言つけ加えたいんです。プライバシーの問題があるとおっしゃいましたが、基本的に防犯カメラは道路を映すんじゃないですか。録画の範囲が家の中に掛かるなら問題なので、何らかの形で少しよけるとか、遮蔽するとかしなくてはいけなくなると思いますけど、基本的には歩道と車道の一部を映すと思うんですよ。ですから、プライバシーは余り問題にならないと思うんですけど、どうでしょうか。

山本生活安全課長 道路に隣接する家があれば、その家に出入りする人の様子、例えば、お客が来たらその車のナンバーなども映すことになりますので、その家に出入りされる方、その家の住民の方に「設置されると困る」と言われることがあります。

福田勝政委員 防犯カメラは1台幾ら掛かるんですか。

山本生活安全課長 ピンからキリまであります。安いものであれば数千円でもあると思います。高いもの、例えば、銀行やコンビニなどで付けられているものであれば数百万円になると思います。

奥良秀委員 防犯カメラについて、令和3年度の決算のときにも、プライバシーの問題や個人情報面でいろいろな問題がありますが、委員会、分科会では進めていくという話があったんです。しかし、なかなか進んでいかない。自治会長が集まる場がなかなかないという話もありましたが、私の地元では自治会長が集まる場が結構あるので、もうそういう話が出ていると思うんですよ。それでもやはり進まないのは、ハードルが高いのだと思うんです。自治会長だけでは決められないところがあると思

ますので、その辺はもう少し丁寧に周知されるほうが良いと思うんです。これから令和4年度実績が出て、令和5年度が始まりますけど、そういう場を一度持ったほうが良いと思うんですよ。いかがですか。

山本生活安全課長 この防犯カメラ設置補助は、以前から自治会、自治会連合会から強い要望があって、令和元年度に全自治会を対象にアンケートを実施して、そこでは、「補助があれば防犯カメラを設置したいと思いますか」という問いに対して228自治会から回答があり、そのうち115自治会、約50%の自治会が「設置したいと思う」と回答があって取り組み始めた制度ですので、先ほど河上次長からも回答したとおり、機会があれば、自治会長が集まる場での説明も積極的にしてまいりたいと思います。

奥良秀委員 「最初は要望がこれだけあったんです」というのはよく分かるんです。ただ、やってみて疑問がでてきたところもあると思いますし、これだけ予算を積んで事業を行おうとしても、事業が動かないのであれば、そこはまた考えていく必要があると思うんですが、いかがですか。

川崎市民部長 課長が先ほどから御説明している補足にもなるかと思うんですが、確かに周知については、市としても十分に取り組む必要があると思っています。ですので、まだ議案が可決されていない状況ですが、自治会長には予定の告知ということで、「議案を可決されてからのことですが、来年度も防犯カメラ設置補助金の実施を予定しております。是非とも御検討ください」という文書を自治会長宛てに出すことにしておりますし、予算が可決された後には、先ほど河上次長が申しましたとおり、自治会長の手引きの中にも記載して周知に取り組んでいきたいと思っております。まだ始まって2年目の事業ですので、もう少し状況を見る必要があると思っていますし、課題となる住民の同意のところは、他市を調査しましたが、ここはどうしても譲れないところです。先ほど委員から御提案がありましたが、防犯カメラを付けている自治会の効果を御紹

介するののも一つの手だと思いましたが、そういった周知も含めて取り組んでまいりたいと思います。

奥良秀委員 是非そのように進めていただきたいと思います。予算が余ってしまうことは余り良くないので、気をつけていただきたいと思います。そして、13目空家対策費、老朽危険空家除去促進補助金と空き家利活用改修補助金なのですが、これらの事業も減額になるということですが、令和3年度の分科会で「ハードルが高いんじゃないか」という意見を出したんです。こういうところも考えていただきたいと思います。今後もっと利用してもらうために考えていることはないでしょうか。それとも、今までどおりでしょうか。

山本生活安全課長 まず、老朽危険空家除却促進補助金につきましては、国の補助金を活用している関係上、例えば、不良度判定の点数を下げるとか、周辺への影響がなくても補助するとかという条件の変更は難しいと思います。補助金を申請しやすいようにするのは、始めて4年目、5年目になるとなかなか難しいところではあるんですけども、管理不適切空家等の所有者等に案内文書を出すことは数多くありますので、所有者等に対しては、こういった制度を利用して、適正な管理をお願いしたいという周知に努めていきたいと思います。それから、利活用補助金につきましては、大前提として空き家バンク登録物件であることとしておりますので、関係部署とも連携しながら、まず、空き家バンク登録の促進を図っていきたいと考えております。

山田伸幸委員 この度、略式代執行をされたわけですが、元所有者の遠縁に当たる方は分かっていたと思うんです。この経費を市が予算計上しているわけですが、もう市がお金を出して終わりということになるのでしょうか。

山本生活安全課長 略式代執行した空き家につきましては、関係者は相続放棄

されておりますので、そちらには請求できません。ただ、先ほど歳入で説明したとおり、国の補助金が一部活用できます。その申請をしておりますので、200万円弱ですが、国の補助金を活用する予定です。

大井淳一郎委員　今回は相続放棄ということで取りはぐれたので、このように補助金を活用せざるを得ないんですが、今後、別のところで略式代執行が起きた場合で、後から所有者がお金を支払ってきた場合は、その分の国庫補助は返さなければいけないんですか。今後想定されると思うのですが、いかがでしょうか。

山本生活安全課長　国の補助金を活用して、後に所有者等が判明して、所有者等に請求して、所有者等が支払った場合には、当然、国に補助金を返すことになります。

松尾数則分科会長　ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶものあり）質疑なしと認めます。以上をもって審査番号④の審査は終わります。10分休憩して、午後3時10分に再開します。

午後2時57分　休憩

午後3時10分　再開

松尾数則分科会長　休憩を解きまして、審査を続行します。次は、審査番号⑤を審査します。まず、執行部の説明を求めます。

山本文化会館長　予算書30、31ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、26目文化館文化会館費について、1,526万8,000円を減額しております。この内訳につきましては、12節委託料より調査委託料を990万円減額し、14節工事請負費より工事請負費536万8,000円減額しております。初めに、12節委託料について

は、今年度実施している文化会館老朽化調査及び中長期整備計画策定業務委託において、入札による減額分990万円を補正するものです。この歳出分の財源内訳について御説明します。予算書20、21ページをお開きください。19款繰入金、1項基金繰入金、3目まちづくり魅力基金繰入金2,165万8,000円のうち990万円を減額しております。次に、15節工事請負費につきましては、今年度実施しております文化会館屋上防水改修工事におきまして、入札による減額分536万8,000円を補正するものです。歳出分の財源内訳につきましては、予算書22、23ページをお開きください。22款市債、1項市債、1目総務債、1節総務管理債のうち、文化会館整備事業債を930万円減額し、残りの46万8,000円は、一般財源を減額しております。続きまして、繰越明許費補正について御説明します。予算書7ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、文化会館老朽化調査及び中長期整備計画策定業務3,410万円につきましては、繰越明許費を設定するものです。この業務につきましては、契約締結後、施設の老朽化調査を実施し、現在、それぞれの調査内容をまとめ、中長期整備計画の立案作業を行っているところです。この計画策定につきましては、今後30年の長期にわたる文化会館改修に係る重要な整備計画でして、より適切な判断が求められるものですので、その選択に不測の日数を要したため、この度、繰越明許の設定を行うものです。御審査のほど、よろしくお願いたします。

梅田市民部次長兼環境課長 それでは、議案第2号令和4年度山陽小野田市一般会計補正予算（第9回）の環境課分について御説明します。補正予算書36、37ページを御覧ください。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、18節負担金補助及び交付金、水道事業負担金10万円の増額は、上水会計への児童手当負担金、当初予算額327万8,000円を決算見込みにより10万円増額し、337万8,000円とするものです。次に、4款衛生費、3項清掃費、2目塵芥処理費、17節備品購入費、機械器具費564万1,000円の減額は、パッカー車

1台及び2トンダンプ1台の購入に伴う入札減によるものです。なお、機械器具費の減額に伴い、歳入の補正があります。22、23ページを御覧ください。22款市債、1項市債、3目衛生費、1節清掃費、清掃運搬施設整備事業債を420万円減額しております。御審査のほど、よろしく願いいたします。

松尾数則分科会長 執行部の説明が終わりましたので、委員の質疑を求めます。

大井淳一郎委員 文化会館について、もともと今年度中には無理だという計画だったのでしょうか。計画策定時において、これはいつ完成する予定でしたか。

山本文化会館長 現在、老朽化調査をほとんど終えております。中長期整備計画を策定中という状況です。先ほども申し上げましたが、今後30年を見込んで策定するものでございます。策定の終了時期の見込みについては、できる限り早くと考えておりますが、令和5年5月末ぐらいを目途に、考えておるところでございます。

大井淳一郎委員 もともと今年度の完成は考えていなかったということによろしいのでしょうか。

山本文化会館長 今年度中の策定を目標にしてございました。老朽化調査一つずつまとめるのに時間を要したこと。また、繰り返しにはなりますが、今後30年間の計画を作ろうとしたところ、引き続き時間を要することが分かりましたので、この度繰り越しております。

大井淳一郎委員 大変なのは分かりますが、具体的にどういったことに時間を要することになったのでしょうか。

山本文化会館長 老朽化調査のか所数は、およそ3,500か所ありました。

項目としては450項目で、いろいろなか所があるんですが、一つずつを換算しますと、3,000か所から3,500か所ぐらいありました。その取りまとめに時間を要しました。また、繰り返しになりますが、中長期の整備計画につきましては、先般お知らせしたところでございます。LCC、つまり、ライフサイクルコストの観点で、一つの例を挙げますと、今の文化会館の空調設備は水冷式、つまり、水を媒体にして冷たい空気を使って温かい空気を作っています。事業者からの提案では、今後30年間水冷式を続けてもよいのではないかという御提案を頂いたんですが、これは30年前の方式ですので、それをそのまま続けていいのか、もっとふさわしい方式があるのではないかという協議を重ねているところです。こういったことで時間を要しました。

白井健一郎分科会長 今の文化会館ができてから約30年たっていると。これから中長期整備計画が30年計画ということは、どういうことですか。徐々に補修していく形で改善を重ねつつ、30年たったら出来上がると。分からないので、教えてください。

山本文化会館長 文化会館は、築30年を迎えようとする施設です。計画としては、今後80年間使えるようにということで計画を立てて、それから今30年たったので今後30年の整備計画を作るということです。そして、一つずつ設備などを更新するものなんですが、そういったときにはどうしても休館が伴うものです。整備のために何度も休館するのはいけないことですので、ある程度大きな規模の改修のときに休館して、まとめて整備しようという計画です。

福田勝政委員 築30年ということで、コンクリート屋根は水漏りするんですよ。屋根は全部防水にするんですか。それとも、一部だけするんですか。

山本文化会館長 屋上の防水工事につきましては、計画を前倒しで今年度から行っているところです。計画では、今から5か年であと4回ほど改修を

行う計画となっております。

福田勝政委員 コンクリートの屋根というのは、全部修理しなかったら、また次が漏れてくるんですよ。現在、マンションなどでもコンクリート屋根をやめて、軽くて安いトタンで小さい屋根を造るんですよ。それで大分もつんですよ。コンクリートは、修理するなら徹底的にしないといけない。そうでないなら絶対ひびが入ってきますよ。方法については専門家によく見てもらうほうが良いと思います。そうでなければ、水が漏れて80年もたないです。僕は屋根屋なのであちこちの屋根を見ていますが、徹底的に防水しても80年もちません。だから上にトタン屋根をこしらえるんですよ。もう一つ質問しますが、今の文化会館には水槽がありますよね。以前は魚がいたんじゃないかと思います。今は空にされていますが、水が漏るからですか。

山本文化会館長 御質問いただきましたのは、おそらく文化会館の池のことだと思います。二、三年前までは水を張っていたんですが、ろ過装置に不具合があり、藻が発生していましたので、現在は水を張っていない状態で管理しています。

福田勝政委員 池はずっと今のままにしておくんですか。どういう計画ですか。

山本文化会館長 ろ過装置の不具合がありますので、今回の更新計画に反映させて改修したいと考えております。

吉永美子委員 文化会館完成当時、町長が音響についてすごく誇りを持っておられました。随分時間がたって、音響設備も時代の流れで変わってきているんじゃないかと思うんですが、その点については調査されているのでしょうか。文化会館の音響設備はすごく大事だと思うんですけど、いかがでしょう。

山本文化会館長 中長期計画では音響設備については検討しておりません。ただ、特定天井の改修を計画に盛り込もうと考えております。その場合は大ホールの改修を行わなければなりません。先ほど中長期整備計画についていろいろ検討しているといった中には、特定天井のこともありまして、天井の形状を変えてしまうことによって音の響きが変わってしまうということが懸念されます。そういったこともありますので、どういった手法がふさわしいのか業者と検討しているところです。御指摘いただいた音の響きは、当館の売りですので、それを阻害しないような工法を採って改修したいと考えています。

白井健一郎副分科会長 これは提案ですが、中長期整備計画の計画策定段階、あるいは、その後の造っていく段階で新たな計画、新たな案を取り入れるんでしょけれど、そこに是非市民の声を取り入れると。まち全体で作っているという事実を残したらいいのではないかと思います、どうでしょうか。

山本文化会館長 今回の計画につきましては既存の施設の改修であり、特段、施設の中のもの、例えば、部屋割りを変えたり、模様替えをしたりは考えていないので、委員から頂いた御意見につきましては今のところ……。

川崎市民部長 今回の御質問に関して、館長が申しましたとおり、改めて市民の意見を聞く場を設ける予定は、今のところありませんが、これまで利用者から頂いているいろいろな御意見を踏まえて、担当部署の職員が計画策定の場でそれを伝えることで計画に反映するようにしております。

山田伸幸委員 ネーミングライツでの収入があるんですが、それはこういったときには活用されていないんでしょうか。

山本文化会館長 今回の策定業務の中にネーミングライツ料は入っておりません。

松尾数則分科会長 文化会館分についてほかに質疑はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）続いて、環境課分について質疑はありますか。

大井淳一郎委員 台帳などがあって、計画的にパッカー車を更新されていると思いますが、現状を教えてください。

村長環境衛生センター所長 車両につきまして、パッカー車を13台、ダンプを6台所有しているんですが、全て計画を作成して更新しております。

大井淳一郎委員 耐用年数等の辺りはきちんとされていると思います。タイヤについては、例えば、冬であればスタッドレスタイヤに変えるなどをすべきだと思うんですが、適切に対応されているということによろしいでしょうか。

村長環境衛生センター所長 車両の購入時にスタッドレスタイヤも併せて購入しております。ですので、冬はスタッドレスタイヤで運行しておりますし、毎朝必ず車両を点検しますので、そこでタイヤ、車両等に不備があれば、全て報告させております。

松尾数則分科会長 ほかに質疑はありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）以上で審査番号⑤の審査を終わります。全ての審査が終わりましたので、一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会を終了します。

午後3時30分 散会

令和5年（2023年）2月27日

一般会計予算決算常任委員会民生福祉分科会長 松尾数則